



消費税率引上げを踏まえた取組を実施！

～ 中小企業の経営をサポート ～

特別経営相談窓口の設置

制度融資メニューの拡充

消費税率が、本年10月1日に8%から10%へ引き上げられることに伴い、駆け込み需要の反動等による売上高の減少など、企業経営への影響が考えられます。

横浜市では、市内中小企業が経営環境の変化に着実に対応できるよう、**特別経営相談窓口を設置**するとともに、**制度融資において、短期間の売上高等の減少を要件とする「消費税対応特例」を創設**し、資金繰りを支援します。

1 特別経営相談窓口の設置（8月1日（木）から）

経済局金融課、横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）、横浜市信用保証協会に、市内中小企業を対象とした、**消費税率引上げの影響に伴う特別経営相談窓口を設置**します。

○ 資金繰りや経営安定に関する相談【横浜市経済局金融課相談認定係】

受付時間：平日 午前8時45分～午後5時
 （横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階）
 電話：045-662-6631 ファックス：045-651-3518

○ 経営全般に関する相談【公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC 横浜）】

受付時間：平日 午前9時～午後5時
 （横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階）
 電話：045-225-3711 ファックス：045-225-3738

○ 信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】

受付時間：平日 午前9時～午後5時20分

- ・本所（中区山下町22 山下町SSKビル10階） 電話：045-662-6623 ファックス：045-661-0089
- ・北部支所（港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階） 電話：045-470-5600 ファックス：045-470-7170
- ・西部支所（西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階） 電話：045-319-5335 ファックス：045-319-5340
- ・南部支所（港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階） 電話：045-844-6621 ファックス：045-845-0641

2 制度融資メニューの拡充（10月1日（火）から）

《経済変動対応資金（消費税対応特例）の特徴》

- ◎最近1か月の純売上高等の減少に対応
- ◎融資期間の延長（7年以内⇒10年以内）
- ◎金利：融資期間3年以内の利率引下げ（△0.2%～△0.5%）

【制度概要】

資金名	融資対象者	融資限度額	融資利率	資金使途・融資期間	保証料助成率
経済変動対応資金 （消費税対応特例）	最近1か月の純売上高又は売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方	8,000万円	1年以内 年0.9%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内	運転10年以内 設備10年以内	1/4 （融資額5,000万円を上限）

お問合せ先

横浜市経済局金融課長 長谷川 政男	Tel 045-671-2586
公益財団法人横浜企業経営支援財団経営支援担当マネジャー 川北 彰子	Tel 045-225-3714
横浜市信用保証協会営業統括課長 杉本 哲也	Tel 045-662-6623

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。